

公益社団法人 群馬県獣医師会役員報酬に関する規程

(根 拠)

第1条 この規程は、定款30条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支払)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の役員報酬は別表のとおりとし、理事会の議決を経るものとする。

(報酬の支給方法等)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正手続)

第7条 この規則の改正は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

役員報酬年額

会長理事	58万円までの範囲内
副会長理事	36万円までの範囲内
ただし、定款第49条に規定する職域支部からの副会長は4万円までの範囲内	
専務理事	42万円までの範囲内
理 事	14万円までの範囲内
ただし、定款第49条に規定する職域支部からの理事は4万円までの範囲内	
監 事	12万円までの範囲内
ただし、会員外監事は23万円までの範囲内	